訴状

※印鑑、住所などは省略し、タイプしたものです。

平成 13年 12月 5日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 深見友紀子

上訴訟代理人弁護士 山上芳和

同 弁護士 藤井圭子

同 弁護士 元橋一郎

被告

被告

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 10,000,000 円 貼用印紙額 57,600 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金10,000,000円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。 との判決及び仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 (当事者)

原告は、昭和32年3月1日生まれで、東京医科歯科大学を中退後、東京芸術大学音楽学 部卒業後、同大学院を修了し、現在富山大学教育学部の助教授である。

被告 (以下「 」という。) は、昭和 30 年 3 月 18 日生まれで、多摩美術大学を卒業後、東京芸術大学大学院を修了して、株式会社 百貨店に勤務している。

被告 (以下「 」という。) は、昭和43年11月18日生まれで、 平成13年7月18日被告 と婚姻したものである(甲1)。

2 (パートナーシップ関係の成立)

原告と被告は、原告が東京芸術大学4年生であった昭和60年頃知り合い、交際をす

るようになった。原告は夫婦同氏がキャリアを積みたい女性に不利益を与えることや、日本の婚姻制度が現代社会において数々の矛盾点を露呈していることを感じており、法的な婚姻をすることには消極的であった。この点については、被告 も同様の考えをもっており、原告と被告 とは相互に話し合った結果、婚姻という従前の形態にとらわれることなく、互いに別々に居を構え、双方が自由に行き来するとともに、互いの仕事を尊重し、相互に助言しあってゆくというパートナーシップ関係を築くことにし、平成 13 年 5 月までかかる関係を続けた。

3(長女 及び長男 の出産)

原告は、一般的に子育てが一方的に妻に押しつけられ、仕事を持つ女性が、仕事と子供の養育の両立に疲弊している現実を目の当たりにして、出産には消極的であったが、被告が強く望んだため、被告が全面的に責任をもって養育をするという約束のもとに、平成元年6月6日、長女を出産した(甲1)。しかし、現実には被告は自分で養育する約束を果たせなかったばかりでなく、その意志や努力も一切みせず、長女は、出生後被告の母である訴外に引き取られ、被告の郷里である静岡県浜松市郊外で養育された。なお、は、小学校4年の時に八王子市に転居したが、被告とは同居せず、依然として被告の住居の近くのアパートで訴外にと2人で暮らしている。

原告は、被告が、自ら長女を養育するのではなく、訴外に預けたままであることからさらに子供をもつことに抵抗したが、被告が執拗に望んだため妊娠し、平成 5年2月10日、長男を出産した(甲1)。原告は、双生児であることが判明した時点で、原告の肉体的条件及び被告の経済状況を考えて、中絶を希望した。しかし、被告に暴力を振るうなどしてこれを拒否した。原告は、自分のキャリアを守るために、生まれてくる子供に対する養育の放棄を希望し、原告と被告とは、その旨の公正証書を作成している。

なお、 の出産は原告の懸念どおり、一卵性双生児の一方を死産するという異常出産で、その後も、原告にとって肉体的にも精神的にも過重な負担を強いるものとなった。すなわち、原告は一時危篤状態に陥り、2ヶ月間入院し、腹部の筋肉がすべて切れてしまい、その後1年近くコルセットをはめなければ、生活できない状態にあった。

上記状況で、肉体的にも原告が を養育することが不可能であったことから、 は、 そのまま被告 に引き取られ、被告 の判断で施設に入れられ、そこで養育された (甲2)。

なお、2回の出産にあたっては、法律上不利益をうけることがないよう、出産の前に入籍 し、出産後に離婚するということを繰り返している。

4 (パートナーシップの継続)

上記のように原告と被告とは 2 人の子供をもうけたが、同居・婚姻という形態は選

択しなかった。

原告は、さらなる研鑽を積むために地方の大学で教鞭をとり、週の半ばは東京を離れる生活をしていた。他方、被告は、現住所地に自宅を建設したが、新築した自宅で子供たちと同居することはなく、自分だけが居住し、長女は依然として祖母と近くのアパートで生活し、長男は、引き続き施設に預けたままであった。これは、被告の建設した自宅が、同人の収集した蔵書を保管するための「文庫」と呼ばれる私設図書館部分が主となっており、被告が、「文庫」に生活臭を持ち込むことを極端に嫌ったためである。

このように、原告と被告 とは、同居をすることはなく、2人の子供をいずれかが手元において養育することもなかった。しかし、相互に相手の仕事を尊重しあい、協力・助言しあう生活が続いた。すなわち、被告 が、原告の原稿をチェックしたり、原告の研究分野に関連する資料を送付するなどしていた。原告と被告 とのこのようなパートナーシップは、新しい男女関係のあり方として雑誌・新聞等にも紹介されている。被告 は、大学の「ジェンダー論」講義において、原告が自らのパートナーシップを授業の題材とする際には、積極的に参加し、新しい男女関係のあり方を提唱するなどことに協力を惜しまず、さらに、家族に対する原告と被告 との思想を何百人もの学生に資料として配付するなどした(甲3・甲4・甲5・甲6・甲7)。

また、長女 は、既述のように依然として祖母 と 2 人で生活しているが、原告と 被告 との関係を子供なりに理解し、ピアノのレッスンなどのために原告の家に来たり、被告 の家に行ったりと、原告と被告 の家を行き来する生活を続けていた。しかし、 は、現在小学校 6 年生で難しい年齢にさしかかっており、被告 が、突然に被告 と婚姻したことに不快感をもち、最近では、被告 に会うことを拒絶する状況にある。

5 (被告らの不法行為)

原告と被告 とは、平成 13 年 5 月のゴールデンウィークに京都に旅行に行くことになっていたが、被告 が日にちを取り違えたため一緒に行くことができなくなった。そこで、やむを得ず原告は一人で旅行に出かけた。2 日後、被告 は、東京駅に戻ってきた原告を待ち伏せし、突然に手紙を渡し、他の女性と結婚する旨告げた。その際、原告とのパートナーシップは、被告にとっていかなるメリットもなく、自らには何の社会的責任はないと一方的に主張した(甲 7・甲 8)。

原告と被告とは、同居こそしていないが、上記手紙を手渡されるまで通常の夫婦と同様の肉体的・精神的な関係があり、原告と被告との関係は、実質的には法律上の夫婦と同視すべきものである。

しかるに被告 は、原告と被告 とが法律上婚姻していないことを奇貨として、被告 と婚姻するために、一方的に原告とのパートナーシップの解消をしたものである。

また、被告 は、原告と被告 とが法律上の婚姻をしておらず、同居もしていないが、両者の間には 2 人の子供があり、法律上の夫婦と同様の関係が築かれていることを 熟知したうえで、被告 と交際をし、婚姻したものである。

なお、被告らは、平成13年8月2日に結婚式を挙げている。

従って、被告らの行為は、原告と被告 とが 16 年近くかけて築いてきた夫婦関係とも 同視すべきパートナーシップ関係を破壊するもので、不法行為を構成するものである。上 記被告らの行為により原告が受けた精神的苦痛は多大なものであり、原告が受けた精神的 損害は金銭に評価すると金 1000 万円が相当である。

6 よって、原告は、民法第 710 条・同 719 条に基づき被告らに対し、慰謝料として連帯して金 1000 万円を支払うことを請求するものである。

証拠方法

- 甲1 戸籍謄本
- 甲2 住民票
- 甲3 回答書
- 甲4 雑誌抜粋「現代版「通い婚」」
- 甲5 富山新聞切り抜き
- 甲6 封筒
- 甲7 陳述書
- 甲8 手紙 (作成)

添付書類

- 1 甲号証 各1通
- 2 訴訟委任状 1通